

## 1) 食品分配先の概要

フードバンクかながわで取扱う食品は、企業が製造又は取り扱う食品で、品質上問題はないが様々な理由により販売が困難となった食品、また、企業・行政等から防災備蓄品を寄贈（無償提供）いただき、併せて、個人の方々からも寄贈いただいた、賞味期限残2か月以上の常温管理可能食品およびお米（精米・玄米）です。

これらの寄贈いただいた食品を「食の支援を必要としている方々」を支援している団体で、以下の条件・要件を満たす団体・行政等に無償提供させていただきます。

食品を寄贈いただく企業等からは、トレーサビリティの確保（我社の提供した食品がどの団体に分配され、どのような方の支援に使われたのか）に努めてほしいとの要望をいただいています。また、万が一食品事故等が発生した場合に備え、各団体におかれましては支援する方々との連絡方法の確保に努めて頂ければ幸いです。

◆フードバンクかながわで取扱う食品の量と種類には限度があります。皆様からのご希望する量がフードバンク倉庫の在庫（入庫予定含む）を上回る場合は、「生活困窮者を支援している団体」を優先させていただきますのでご理解いただきますようお願いいたします。

## 2) 食品の分配先の条件

- ① 食品は、食の支援を必要としている方々を支える非営利団体又は行政機関であり、併せて、少なくとも月1回以上、支援活動等を実施していること。
- ② 提供食品が受取団体・施設等の収益事業に全量使用される場合は提供しません。
- ③ 当法人の倉庫または、指定する中継拠点（食品等受取所場所）までの受取運搬体制がある、または、宅配便等の送料負担（着払い）が可能な団体で、かつ、提供食品を安全に保管（ストック）する場所があること。
- ④ 別紙の「利用団体登録申込書」を送付いただき事前確認の上、「合意書」締結後、食品分配を開始します。
- ⑤ 別紙の「提供食品利用報告書」（個人情報記載の必要はありません）を毎月、提出できること。
- ⑥ 原則として、直接、個人には分配しません。

## 3) 子ども食堂等の要件

子ども食堂等、調理した食品を提供する団体等については、上記(2)食品の分配先の条件と併せて、以下の要件を満たす団体に限り、食品を分配します。

- ① フードバンクより提供する食品を安全に保管できる場所があり、管理担当者を決めていること。
- ② 衛生管理上、必要な調理設備が整っている食事提供場所（活動実施場所）があり、衛生管理担当者を決めていること。
- ③ 3名以上のメンバーが活動していること。
- ④ 万が一、食品事故等が発生した場合に利用者等に連絡する方法があること。
- ⑤ 法人格の有無は問いませんが、組織及び運営に関する事項を定めた会則、規約等があり、会計報告等を公開できること。
- ⑥ 非営利活動であることと併せ、収益事業でないこと。
- ⑦ 利用者から、実費（材料費、水光熱費等）以上の利用料を徴収していないこと。
- ⑧ フードバンクかながわに対し、定期的に利用報告書を提出できること。